

Medical News メディカルニュース

第 44 号(2009.07.01 号)

■■ Monthly Report ■■■■■■■■■■

相続税法施行令第 33 条第 3 項 に関する法令解釈通達（1）

1. 持分の定めのある社団医療法人（経過措置型社団医療法人）が持分の定めのない社団医療法人に移行するにあたって出資持分の全部又は一部の放棄があった場合には、相続税法第 66 条第 4 項の適用を受ける可能性がある。

＜法第 66 条第 4 項＞

法 66 条 1 項では、持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与等により贈与等をした者及びその親族その他これらの人と特別の関係がある者の相続税や贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるときは、その持分の定めのない法人を個人とみなして相続税や贈与税を課すとしている。

＜施行令第 33 条第 3 項＞

令 33 条 3 項では、贈与等を受けた持分の定めのない法人が、次の掲げる要件を満たすときは、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとするとしている。

1. その運営組織が適正であるとともに、定款において、その役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと特殊の関係がある者の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも 3 分の 1 以下とする旨の定めがあること。
2. 法人に贈与等をした者、法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合の財産の帰属、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
3. 定款において、法人が解散した場合にその残余財産が、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人（持分のないものに限る）に帰属する旨の定めがあること。
4. 法人につき、法令に違反する事実や帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記録等をしている事実その他公益に反する事実がないこと。

（上原 顕/税経システム研究所客員研究員）<続く>

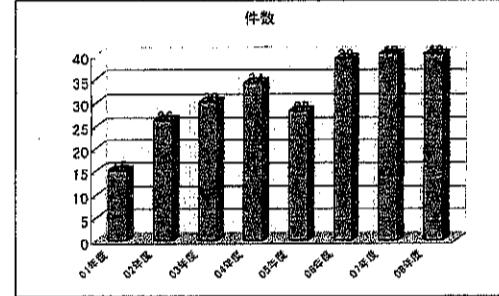
詳細は <http://tvs.mjs.co.jp/page/view/5227> に掲載

TOPIC 医療機関倒産 過去最悪

帝国銀行の調べによると、病院、診療所、歯科診療所などの医療機関の 2008 年度の倒産件数は、2007 年度と同じ 40 件にのぼり、過去最悪だったことが分かった。

医師不足による病院勤務医の労働環境の悪化などがマスコミなどに取り上げられて、2008 年度 4 月の診療報酬改定では、診療報酬本体の改定率がじつに 8 年ぶりに引き上げられ、医療機関への增收政策が図られたはずだが、医療機関の経営は依然と厳しい状況のままだ。

医療機関の倒産は、02 年度から増え始め 06 年度以降は高水準で推移している。



医療機関の倒産には、様々な要因があるが、外部環境の要因としては、医療法の改正と診療報酬改定がある。特に 2 年に一度行われる診療報酬改定（偶数年度）は、医療機関への収入金額の高低に直接影響するものである。改定年度の倒産件数が前年度以上の倒産件数だということからも明らかだろう。

01 年度以降に倒産した 252 件の施設別内訳を見てみると、病院が 60 件、診療所が 115 件、歯科診療所が 115 件である。なかでも診療所の倒産は、07 年度、08 年度と 2 年連続で過去最悪の 20 件となっている。また、歯科診療所も 01 年度が 4 件だったのに比べ、08 年度は 13 件となり 3 倍以上の倒産件数となっている。

事業規模の小さな診療所や歯科診療所、病床規模の小さな病院では、収入の大幅なアップが望めず、資金調達も困難なことなどが要因である。

Management Information

会計実務概論「病院会計のすべて」

3-3-2. シナリオに基づく転記の実際

実際に転記作業をおこなう。仕訳帳は既に作成したが、再度、仕訳一覧を提示し、これに沿って転記をおこなっていく。

(借)	(貸)		
7/1 現金	3,000,000	基金(資本金)	3,000,000
7/4 現金	1,000,000	借入金	1,000,000
7/6 医療用器械備品	1,500,000	現金	1,500,000
7/8 医療用器械備品	1,000,000	現金	1,000,000

ここで使用している勘定科目は以下の通りである。

現金・医療用器械備品・基金(資本金)・借入金

現金			
7/1 基金(資本金)	3,000,000	7/6 医療用器械備品	1,500,000
7/4 借入金	1,000,000	7/8 医療用器械備品	1,000,000
医療用器械備品			
7/6 現金	1,500,000		
7/8 現金	1,000,000		
基金(資本金)			
	7/1 現金	3,000,000	
借入金			
	7/4 現金	1,000,000	

以上で転記は終了となり、元帳が完成したことになる。

元帳は仕訳帳とともに非常に重要な帳簿である。ここから試算表、精算表、そして貸借対照表、損益計算書へと進んでいくが、この元帳は以上の帳簿を作成する際に基礎となる。また仕訳と転記は日々おこなわれる作業であり、まさに経理にとって経常的な業務といえる。

なお、実際に用いる正式な元帳にある「仕丁」とは「仕訳帳のページ数」のこと、仕訳帳にある「元丁」とは「総勘定元帳のページ数」のことである。

<続く>

(井出健二郎著「病院会計のすべて」日本医療企画 より)

次期改定動向

財政審

建議まとめ

財務省の財政制度等審議会（財政審）は、「平成 22 年度予算編成の基本的考え方について」と題する建議をまとめた。

今回の建議では、厳しい経済状況を踏まえ、財政健全化の必要性を強調しているのが特徴だ。中でも気になる社会保障費の伸びを 2200 億円抑制するという骨太方針がどうなるか注目されたが、「平成 22 年度予算も、基本方針 2006 の考え方を踏まえた歳出改革を維持」すると記載されている。つまり（予想どおり）2200 億円の抑制は踏襲するとしている。

今回の建議の中の医療分野では、「医師の偏在」を最も問題視している。大学医学部の定員増については否定をしていないが、最低でも 10 年かかることでもあり当面の政策は、「医師の偏在を解消」することという方針を打ち出した。この問題に関しては規制的な手法を用い解消し、また、勤務医は厳しい労働環境にある中で、開業医の年収の半分程度しかないことも問題視している。この問題については診療報酬の配分の見直しでは正するとしている。

◇規制的な手法

- ・医師が働く地域や診療科を選択することを完全に自由にする必然はない
- ・患者の医療機関の選択（フリーアクセス）についても諸外国では制限があると紹介

◇経済的な手法

- ・勤務医の負担軽減に繋がるように、開業医に偏っている診療報酬を見直す
- ・医師の経験や専門性等に応じた診療報酬の配分が可能になるように見直す

建議から抜粋

もちろん、建議の内容が乱暴であることは承知しているし、このままの内容で決定されるとも思わない。しかし、確実にこのような意見があるという事実を理解した上で、次回診療報酬改定に向けての審議内容を注目することは非常に重要である。